

令和５年第５回大玉村議会定例会会議録

第１１日 令和５年９月２１日（木曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番 館 下 憲 一	２番 渡 邊 初 治	３番 菅 原 貴 子
４番 渡 邊 啓 子	５番 斎 藤 信 一	６番 松 本 昇
７番 本 多 保 夫	８番 佐 原 佐百合	９番 鈴 木 康 広
１０番 須 藤 軍 蔵	１１番 武 田 悦 子	１２番 押 山 義 則

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

４．本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・表決

議案第５８号 大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第５９号 大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第６８号 令和５年度大玉村一般会計補正予算について

議案第６９号 令和５年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第７０号 令和５年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第７１号 令和５年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第７２号 令和５年度大玉村土地取得特別会計補正予算について

議案第７３号 令和５年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第７４号 令和５年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

委員会付託事件（令和４年度歳入歳出決算認定議案）の委員長審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第60号から議案第67号まで

①議案第60号 令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

②議案第61号 令和4年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

③議案第62号 令和4年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

④議案第63号 令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

⑤議案第64号 令和4年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

⑥議案第65号 令和4年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

⑦議案第66号 令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

⑧議案第67号 令和4年度大玉村水道事業会計決算認定について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

陳情第3号 「大玉村手話言語条例」に関する陳情書

閉会中の継続調査申出について

(1) 議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第7号 議会広報編集特別委員会設置に関する決議について

議員派遣の件について

閉会中の継続調査申出について

(1) 総務文教常任委員会

(2) 産業厚生常任委員会

(3) 議会運営委員会

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。本日は、傍聴席で要約筆記を行うためのタブレット端末の使用を許可しておりますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、傍聴に斎藤マキさんほか4名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、議案第58号「大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第2、議案第59号「大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（武田悦子） この中で、この研修を受ける期間が無期限とされたこと等々、改正されるわけですが、この放課後児童支援員認定資格研修というのを、これはこの条例に定められている資格、様々な資格ありますけれども、その資格を持っている人も全て、この研修を受けなければならないのか。さらには、現在働いている皆さんはこの研修を全て修了されているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回、この研修を受けることによって支援員としての資格を得ることになります。現在職員10名のうち有資格者が7名いらっしゃいます。まだ資格を取得していない方が3名いらっしゃるというような状況でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 7名の方が有資格ということは、この研修を7名の方が受けていて、そのほかの3名は研修を受けていないという確認でよろしいのか。

あとは、その者の研修計画とあるのは、個々人の研修計画ということだと思うんですが、それはきちんと定められているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

有資格者7名のうち5人につきましては、教員免許等の取得者、さらに2名につきましては、今回の研修受講により資格を取得された方ということになっております。

また、取得の計画につきましては、個人ごとに定められておりまして、今後残りの3名の方につきましては、計画的に研修を受けることとなっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第68号「令和5年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 補正予算について幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

まず1つは、14ページの文書広報費の委託料、個人情報保護法に基づく云々ということですが、これは今盛んとマスコミで言っている、こういう個人情報との

関わりとの関係があるのかどうか。

それから、マイナンバーの関係だと、一生同じ番号だということがいいことであって、逆に情報が漏れる大きな要因の、裏腹な関係にあるんですけれども、今度これやろうとしていることはそういうことと関わりあるのかどうか。そういうことについての事業の概要と予算の出どころについてお尋ねをします。

それから、18ページの新型コロナウイルス感染症対策であります、中での機械導入ということですが、一般的にはこれ農業振興費の中で普通は出てくる予算なんですけれども、そこがある、コロナ感染との関係ということはどういう経緯でそうになっているのかと、それから当初予算で一定程度の金額取って、6月にも確か予算の組替えか何かやったような気がするんですけれども、それだけ好評で需要があるということなんだろうと思うんですけれども、それらの機種なり機械の種類は主なものではどういうものがあるのかとお尋ねします。

それからもう一点、26ページの予防費。これでちょっと総務部長の説明の中で乳幼児の健康管理の関係で、弱視ですか、今までだと絵本を読んだり、物見て検査したんですけれども、今度何か新しい事業を展開するような話だったんですけれども、それらの取組の状況と、それから国からも一定程度予算が入ってくると思うんですけれども、どの程度の割合になっているか。これは事業の概要と予算関係について。この3点についてお伺いをします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 10番議員さんにお答えいたします。

補正予算書の14、15ページになります。

文書広報費の中の12の委託料、個人情報保護法安全管理措置対応業務委託料は現在マスコミ等で報じられていることとの関わりがあるのかということでございますが、今回この業務委託料で予算計上させていただいておりますのが、個人情報保護法の規定によりまして、行政機関の長等は個人情報の漏えいと安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないという条文に基づいて今回行うものです。

具体的に申し上げますと、庁内、役場の中のこういった個人情報の安全管理体制の整備ですとか、あと安全管理措置の教育、あとは安全管理措置のソフトの整備等を実施する必要が出てまいりましたので、具体的にこの業務委託の中でやることは庁内のこの安全管理措置の現状の確認と、あとは庁内の管理体制の確立ですとか、あとは要綱とかマニュアル、手引等の策定、あとは教育研修の実施ということで、法律に基づいてこういった安全管理措置をなさいということに基づいて実施する業務委託の内容となっております。個人情報の漏えいがないようにということで行うものです。

今マスコミで報じられていますのは、マイナンバーカードを例えば公金の口座受け取りのひもづけが間違っているというような問題でして、その話とはまた別な話、法律も違いますし、別な話ということでございます。

あとは財源でございますが、こちらは一般財源での対応ということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

18ページ、13新型コロナウイルス感染症対策の②の電動機械導入支援に要する経費の件での質問でございました。

まず、農業関係だと思うがコロナの対策ということでございますが、コロナ交付金関係、当初の予算編成時にはこういったコロナの交付金があるかどうか分からなかったもので、農業関係の6番のほうで置いたものでございます。それが新型コロナウイルス感染症の影響による燃料価格高騰等が及ぼす影響を緩和するため、農業者、事業者の電動機械の導入支援に関することに対応できるために、こちら2、1、13のほうに移したところでございます。

主な機械の内容でございますが、刈り払い機とチェーンソーの2機種に絞ってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 10番議員さんの質問にお答えをいたします。

26ページから27ページにかけての民生費、予防費に計上されております事項①乳幼児健康管理に要する経費に計上されております視力検査関係の事業内容、それから予算関係に関する質問でございます。

こちら、これまで3歳児健診におきましては、家庭で保護者が紙などを使った視力測定しか行っておりませんで、弱視や屈折異常、そういった早期発見、早期治療につなげるため、3歳児健診時に使用するスポットビジョンと言われる視力検査機を導入するものでございまして、機器の導入費、それから検査協力いただく保健師もしくは看護師の報償、これらの予算につきまして計上させていただき、これにつきましては母子保健対策強化事業の国庫補助、補助率2分の1を充当して実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 答弁ありがとうございました。

14ページの先ほど聞いたその個人情報保護法の安全の措置というのはこれ法に基づいてやらなくちゃならないんだよということでございますが、それ法に基づくものであって、でもお金は一般財源、村のお金だよということでございますから、これどこがお金出すところだか知らないけれども、やっぱり国に言って、なしてこの銭出さないのということは聞く必要はあると思うんだよね。これ国で法に基づいてやるものを市町村に出せというののもちょっといかがなものかね。

それから最後、今の弱視の関係ね。保健師さん等々がその機器は管理、今の話だと使えるということで、誰かに頼んでくるということではないということですね。その点一つ確認しておきたいと思います。

以上になります。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の安全管理措置に係ります費用負担関係でございますけれども、いずれにしても、国からの今現在、交付金等の措置はございません。これは前にもございましたけれども、番号法関連の際にも法に基づき自治体が行うべき措置といたしまして、財源措置が一切ないという経過もございました。今回は番号法ではなく個人情報保護法に基づく、これは国の個人情報保護委員会という多分新聞に出ていたのをご覧になったと思いますが、これについては総務省関係の所管になりますけれども、今現在、財源措置をしますよということはございません。これは全国一律な話でございますので今現在これに対して国に対する要望等を出すということはございませんけれども、今後何らかの措置があることを期待はしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

視力検査に関わる職員の対応といったご質問でございますけれども、今回この視力検査を3歳児健診時に実施する予定をしております。3歳児健診時は、そちらのほうに村の保健師のほうが対応することとなりますので、予算書の報償費に計上してございますとおり、視力検査につきましては外部の保健師もしくは看護師をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

予算査定の際にいろいろ担当者のほうから聞き取りをさせていただきましたので、私のほうでちょっと補足をさせていただきます。

検査の流れにつきましては、今、健康福祉課長が答弁させていただいたとおりでございますけれども、機器を操作した際にそれぞれ検査結果が機械から出力されるようでございます。その検査結果で異常が見つかった場合については、医師に対するその精密検査の紹介状、これとデータを保護者の方にお渡しをしてそれで眼科医の受診を勧奨すると、そこで異常があれば治療につながるというふうな形で、操作はしますが、その後は医師につなぐという内容でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） 幾つかお尋ねいたします。

21ページ、社会福祉総務費の18、忠霊塔、慰霊塔等修繕補助金だったんですが、神原田の忠霊塔なのかなと思うんですが、地震のたびに崩れ落ちている状況です。毎回その都度修繕されているんですが、昔はというか造ったときはあれでよかったのかもしれないんですが、構造上の問題というんですか、その背が高

いとか、そういったところも今後改善しないとまた同じくなってしまうのではないかと考えています。その辺のどういうふうに考えて、今回の１６４万何がしの金額で、こういった修繕をされるのか、今後の、また崩れるとかそういうこともどういうふうに考えているのかをお聞かせください。

あと、今の軍蔵さんのほうから質問ありました２７ページ、予防費のスポットビジョン購入などなどだったんですけれども、これは、村でこれをやる理由をまず一つ教えていただきたいのと、あと例えば村のほうで、何ですか、どこどこの医療機関とかというふうに指定して、その委託というか、そういう形はできないのかというのと、あとこの機械自体がその金額から見ても分かるように、大変高額な機械で、それを村できちんと管理していけるのかということをお聞かせください。

２９ページ、環境衛生費、１５いぐね再生事業、苗木等１４万円と計上されていますが、私総務にいた頃に言っていたと思うんですけれども、いぐねの知識を住民に深めてもらうことが大切なんじゃないかと再三言っていたと思うんですけれども、その辺の考え方はどういうふうに考えているのかをお聞かせください。

３１ページ、環境改善センター管理費の１４工事請負費、改善センター駐車場舗装工事とありますが、いつ頃、どのぐらいの期間で予定しているのかお聞かせください。そして、範囲ですか。

次のページで林業振興費の１２委託料、広葉樹林再生事業委託料３，７８１万円ありますけれども、この詳細を教えてください。

それと同じページで、観光費、③番アットホームおおたま管理に要する経費、１４工事請負費で貯水槽長寿命化修繕工事費とありますが、こういった工事なのか内容を詳しく教えてください。

次のページで、ここは何もなかったです。

以上です。申し訳ないです。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） ５番議員さんにお答えをいたします。

２０ページから２１ページにかけての社会福祉総務費に計上されております事項④の社会福祉関係団体に要する経費、１８の負担金補助及び交付金に計上されております忠霊塔等々の修繕事業の補助金でございます。

こちらにつきましては、令和４年３月の地震により損壊しました忠霊塔等の修理につきまして、大山遺族会、玉井遺族会、それぞれ管理する忠霊塔の修理に関する補助金を計上させていただいたところでございます。構造上の問題等もいろいろ問題がある部分もあるかと思っておりますけれども、それらの対策につきましては大山、玉井それぞれの遺族会の考え方、それから、協議しながら進めてまいればなと思っております。

次に、２６ページから２７ページにかけての衛生費、予防費に計上されております、先ほどもご質問ございました視力検査機でございますが、こちらにつきましては、やはり理由といたしましては弱視の、それから屈折障害の早期発見につなげるということで、近隣市町村、二本松市、本宮市でももう既に実施をされているといったことか

ら、今年度国からの補助を受けて実施するものでございます。

また、医療費の、指定して委託できないかという部分につきましては、機器購入をして村の実施したい時期に実施できるという利便性もございますので、それにつきましては今後考えていきたいと思っております。

また、機器の維持管理、補修につきましては、毎年メンテナンス、更新が必要になってくると聞いてございますけれども、向こう2年間にしましては、こちらの更新につきましては、無料でメーカーのほうで対応していただけるというような話でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 5番議員さんにお答えいたします。

29ページ、①生活環境対策等に要する経費、15原材料費の苗木等の14万円のご質問だと思います。

こちらのほう、知識を、考え方をというご質問であります。こちらのほうは大玉村ふるさと景観保護条例の中で、いぐねの景観の保全という目的で補助を行っていきたいと思います。いろいろな理由により伐採に至った経過があると思われます。こちらのほう申請してもらうときに植林計画書等を出してもらって、村の職員が現場立会いますので、そのときにこちらのほうの景観保護条例といぐねの大切さを伝えながら、再生、こちらのほうは新規にも対象といたしますので、景観保護の上での必要性をピンポイントで今の問題と照らし合わせて、切って再生する方、新規の方と、寄り添いながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 5番議員さんにお答えいたします。

31ページ、改善センター駐車場の舗装工事費でございますけれども、こちらまず範囲につきましては、改善センター裏手になります北側の砂利の駐車場になっていきます。そちらの部分、面積にしまして1,295平米ほど舗装する計画でございます。

時期につきましては、議会終了後、承認されましたら遅くとも10月中には発注したいというふうに考えてございますけれども、工事費が1,700万円で計上されておりますので、標準工期90日から120日ぐらいの日数がかかると見込んでございます。ですので、標準工期でいきますと来年2月までの工期になってくるかと思っておりますけれども、冬期間の舗装工事になりますので状況によっては3月まで延ばして、あったかいときに舗装をかけるなんていうことも考えられるのかなと思っています。

ただ、請け負った業者さんともちょっとお話をしまして、その辺の件に関しましては、なるべく早く工事が完了されるよう努力していきたいというふうに考えてはございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5 番議員さんにお答えいたします。

32 ページから 33 ページ、一番上の林業関係でございます。

林業振興に要する経費、広葉樹林再生事業委託料のこちらの場所でございますが、まず森林整備としまして、玉井板ノ倉山、あとは又兵衛山地区でおよそ 14 町歩程度を考えてございます。また、調査費用といたしまして玉井、吉丸山を中心に 10 町歩ほどを予定してございます。

続きまして、アットホーム関係でございます。アットホームおおたま管理に要する経費の中で貯水槽の長寿命化修繕工事費、こちらの内容でございますが、アットホームの貯水槽、こちら開設時から使ってございまして、FRP 製でございます。外壁が多少変形してございますので、こちらにつきまして、内部から特殊樹脂を、膜を塗装しまして、こちらの耐水、耐圧の確保をするというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

○5 番（斎藤信一） 再度お尋ねいたします。

30 ページ、31 ページの改善センター駐車場舗装工事だったんですけれども、10 月末頃からの予定と聞いたんですけれども、文化祭だったり、いろんな各種行事とかも当然コロナ禍も第 5 類に移行して、盛んに開催されると思うんです。そういうときの来場者に対しての配慮とかその辺のほうどうお考えになっているのかよろしく願いいたします。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 5 番議員さんにお答えいたします。

改善センターの舗装工事ですけれども、発注 10 月にはしたいと思っております。ただ、発注したからすぐに工事が開始されるわけではございませんので、行政のほうも準備等ございます。書類の関係等もございますので、そちらのほうをまず早急に進めていただいて、文化祭等、行事等には支障のないように進めていきます。

また、工事開始後にある行事につきましては、屋内運動場の前の駐車場、あとは必要によっては芝生のグラウンドのほうを利用させていただきながら、なるべく利用者の方にご不便来さないよう努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。6 番。

○6 番（松本 昇） 20 ページから 21 ページの上の総務費の旅費、その下のこっこの 21 ページの 22 償還金利子及び割引料、過年度過誤納還付金及び還付加算金 100 万円となっているんですが、これどういう意味なんですか。教えてください。

それから、31 ページ、30 から 31 の農業振興費の中の⑤農業サポートセンターの管理運営に要する経費、委託料、これ指定管理業務委託料 20 万円となっているんですが、どういうあれをするんだかこれも教えてください。

あと、これ質問するかと思ったんですが、アットホームの、これ今 5 番議員さん貯

水槽の件で質問あったんでこれは省きたいと思います。

それから、ページ34から35の河川総務費の12委託料の水害ハザードマップ作成業務委託料。これは、つまり前はそれ地震とかあれのとかでそういうあれは作ったんですが、この水害のハザードマップ880万円ですか、これ計上されていますが前にも作ったことあるのか、それとも初めてなのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 6番議員さんにお答えをさせていただきます。

予算書21ページ、上段のほうの22、償還金利子及び割引料の過年度過誤納還付金及び還付加算金についてのご質問でございますが、これにつきましては、当年、令和5年度ですけれども、令和4年度以前に納付があった村税等につきまして過誤納、いわゆる間違った納付があったと、多く納めていただいたのがあったというような場合に還付するものでありまして、一番多い案件につきましては、法人村民税に関して令和4年中に中間納付、もしくは予定申告をして、例えば3月に納税したということになると当該収入については令和4年度の収入で決算されます。それが6か月過ぎて確定申告の段階で実際決算した場合、そこまでの金額発生しませんでしたよと、納税額が発生しませんでしたよということになれば、いわゆる同じ事業年度の中で税額をもう一度再計算しますので、多く納めた場合は還付金が発生すると。

すると、通常納まった中から還付ということになるんですが、令和4年度につきましては会計が締まっていますので、令和5年度の歳出予算の中から還付をするというような内容になっております。

あとは、例えば住民税の、住宅を新築したにもかかわらず住宅取得控除の申請をしていなかったというようなことで、税務署において修正申告をした中身で過年度に遡って還付が発生するというような内容もございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

31ページ、農業サポートセンターの管理運営に要する経費の委託料、指定管理委託料の20万円の増でございます。

内容につきましては、指定管理料の不足が想定されることからの補正でございます。内容につきましては、昨今の燃油高騰、あとは電気代の高騰を踏まえまして、電気料、あと燃料費に係る増額補正をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 6番議員さんの質問にお答えいたします。

34ページから35ページの8、3、1の②水害ハザードマップの作成に要する経費、こちらについて初めてかというご質問だったと思いますが、まず今回の水害に関するハザードマップは初めてでございます。過去に火山土砂災害ハザードマップとい

うものは建設課のほうで作成しておりますが、近年の多発している豪雨災害に対応するという事で、国交省から都道府県に提供された洪水浸水想定区域と想定される水深を示した図面に、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るためというような目的がございまして、水防法の第15条第3項に基づきまして市町村でマップを作成するようになってございます。今回ハザードマップのほう国の補助2分の1を受けまして複合的なマップを作成したいと考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 先ほど税務課長のほうから説明あったんですが、令和4年度は何件くらいの、納めたあれが多かったのか、そういう分かる範囲内で、できれば何件くらいあったかお知らせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 6番議員さんにお答えをさせていただきます。

令和4年度何件くらいあったかということでございますけれども、過年度過誤納還付金につきましては、令和4年度以前のもありますので、ただ当初予算100万円ほど計上しております。トータルで200万円、例年約200万円から300万円弱くらい、このくらいはどうしても発生してしまうという内容になっております。やっぱり一番大きいのは法人村民税でありまして、予定納税で数十万円納めていたところとところが確定においてほとんど還付になってしまったというような事例もございます。

個人の村民税に関しましては先ほどもお話ししましたけれども、例えば住宅取得控除、いわゆる一番最初に受ける部分に関しては、確定申告時にもろもろの書類を準備しまして確定申告をしなくちゃならないと。2年目以降については税務署から送られてくるその証明書といいますか、その調書の提出をもって、例えばサラリーマンの方ですと年末調整の際に受けられるんですけども、たまたま一番最初の年に確定申告をやらなかったと。そのために2年、3年過ぎて確定申告をする、という方も中にはいらっしゃると思います。

そういったことで、過年度に収入されたものについて還付をするというようなものでありまして、令和4年度分のみならず、令和3年、令和2年度分も含まれています。分析すれば数字はお示しできるんですが、現在そういった中身での細かい数字はお持ちしておりませんので、必要であれば後で6番議員さんのほうにお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。8番。

○8番（佐原佐百合） 幾つか質問いたします。

19ページ、総務費の12国内外交流費、①の18負担金補助及び交付金ということでマチュピチュサンプラプロジェクト負担金50万円、これから定期的に行われるのかと思うんですが、個人への支援だと思うんですが、大玉村として使用目的をきち

つと伝えた上でお渡しするのか、その辺をお伺いいたします。

次に、27ページ、衛生費4の1の1の②の18のこちらも負担金補助及び交付金、緊急電話相談事業負担金ということで、新たな取組かと思うんですが、他の自治体でもやっていると思います。具体的な内容をお聞かせください。

あと最後にもう一つ、先ほどもお話ありました、35ページ、土木費の8の3の1、河川総務費の先ほどのハザードマップの件です。完成はいつ頃になるのか、また完成後の住民への説明会があるのか、あと880万円の中には印刷費も込みでの委託料なのかお伺いします。

以上です。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 8番議員さんにお答えいたします。

19ページ、2、1、12国内外交流費の①国内外交流事業に要する経費の中の18の負担金補助及び交付金、マチュピチュサンタプロジェクトの負担金のご質問でございます。使用目的を確認して支出しているのかというご質問でございますが、そもそもこのマチュピチュサンタプロジェクトにつきましては、マチュピチュ村の観光大使である片山慈英士（ジェシー）さんがマチュピチュ村にコロナの関係で7か月間閉じ込められて、その関係でお世話になったということで、マチュピチュ村への恩返しということで、主に子どもさんたちに文房具を渡すですとか、お菓子を渡すとか、そういったことをやりたいということで、以前お話ありました。

2年間それを継続されて今回やられれば3年目になるんですが、同様の事業がされるであろうということで今回も予算のほうの計上させていただいておりますが、目的については今言ったようなこと、そもそもマチュピチュへの恩返し、あとは子どもへのそういったプレゼントを差し上げるということで、今のところそういった事業計画を毎年出しているということで、継続して支援のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 8番議員さんにお答えをいたします。

26ページから27ページにかけての衛生費、保健衛生総務費に計上されております事項②保健衛生共通事務に要する経費の負担金補助、緊急電話相談事業負担金の事業の内容というご質問でございます。

こちらにつきましては、今年度より福島県で運用開始しております福島県緊急電話相談事業、呼称シャープ7119、こちらの市町村の負担金となっております。病院に行くか、それから救急車を呼ぶか迷ったとき、そのほか緊急時での自宅での対応法など相談するものでございまして、看護師による電話相談窓口を24時間開設するというものでございまして、現在村のホームページへの掲載の準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8 番議員さんの質問にお答えいたします。

34 から 35 ページの、水害ハザードマップ作成の委託料に関するご質問でございました。

まず 1 点目、いつ完成かというご質問ですが、今年度補正予算で予算化しましたら年度内に発注、完成を目指したいと思っております。

2 つ目の質問で、説明会の実施等とはいうことでございますが、こちらにつきましては、冊子タイプでの作成は予定しておりますが、今後コンサル等に発注することになると思うんですが、そちらと協議しながら、どのようなものにするか、作っていくかも検討していきますので、その内容によって説明会が必要であれば実施したいと思いますが、そうでなければ村の広報紙等によって周知したり、村民への PR を図っていきたいと考えております。

3 つ目の質問、この予算の中に印刷費等が入っているかというご質問ですが、こちらにつきましても、現在予定しているもの、現時点の内容を網羅していくんですが、今後法に基づいて内容ちょっと改正することもちょうと予想されていまして、例えば、今年冊子等のものを作成して配布した場合、二、三年後に内容ちょっと一部改正等があった場合に修正をしなくてはならなくなる可能性もございますので、今年度冊子を作るか 2 年後にするかということも含めて、今後検討していく予定でございますが、冊子を作るとなれば印刷費は含まれるということで、内容は今後の状況によってはちょっと変わっていくということで、一応含まれているとは思いますが、今後の予定ではちょっと印刷費までいかない場合もあるということで、今回は印刷費を含めて予算計上しております。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） まず、マチュピチュサンタプロジェクトについては別に反対しているわけではなくて、サンタプロジェクトというのは確かに先ほどご説明があったお礼、ジェシーさんのお礼の意味と子どもたちということなんですが、彼の個人的なお礼とマチュピチュへの支援は私は違うと思っているので、きちっとマチュピチュの皆さんに渡るような、広範囲で、同じところだけではなくて、いろんなマチュピチュ村全体にというふうな、ちゃんと明確な指示をしてあげたらいいんじゃないかなという意図での質問でした。

あと、最後のハザードマップの印刷については、よく分からなかったんですけども、きちっとされるということで、もしかしたらまた上がってくるかもしれないということで一応理解しました。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8 番議員さんの質問に再度お答えいたします。

ちょっと曖昧な回答をしてしまいましたが、印刷費については含まれてございます。大変申し訳ありません。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。7番。

○7番（本多保夫） 35ページ、土木費の中の委託料、村道等支障木伐採業務委託料ですか、140万円。この村道なんですけど、いわゆる民間の、個人所有の土地からの支障木なのか、または村道にもり面とかはいっぱいあるわけですから、その辺の支障木なのか、または個人所有の土地からの支障木であれば、その個人の所有者の了解を得ているのかその辺と、個人所有であれば当然了解はもらわなくちゃならないのかなと思いますが、これは行政の職権でやるのかどうか、また、140万円という単価が出ているわけなんですけれども、場所的にはどの辺なのか教えてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 7番議員さんにお答えいたします。

35ページ、支障木伐採の件でございます。

まず、後段の、場所からお答えいたします。現在、村に要望が出ている7か所程度の伐採を予定しております。場所で言いますと玉井地区では天王下、亀山、吉丸山、南町大山地区では、長曽根等の要望が出ている箇所の伐採を行いたいといったものでございます。

前段の、公有地に、道路敷に生えているものなのか、または民有地に生えているものなのかというご質問でございます。ケースによってこれは2つ、両方あるということでございます。当然私ども道路管理者としましては、道路上の空間、道路空間、高さで言いますと4メートルから5メートルを、当然通行する際、確保しなきゃいけないというのが道路管理者の義務になってまいりますので、道路敷の場合はそのままさんなり伐採しますが、個人の土地に関しましては当然所有者を調べまして、個人の同意、判こを得まして、伐採業務に当たっているといたるところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） まず、23ページ下段、老人福祉費の中の地域包括ケアシステム深化・推進に要する経費、様々出されております。委託料の中でも頭と体健康倶楽部委託料、これ現在も行われている事業であります、これは新たに何か目的があってこの予算を立てたのかどうか伺いたいと思います。

次に、25ページ、民生費の中の児童福祉総務費、①児童の健全育成に要する経費の中のファミリーサポート事業広域利用啓発事業負担金。広域の中で利用できる場所があるのかどうか、これどういう形で使えるのか。

さらに、③、その下ですね、少子化対策に要する経費。報償費増額されております。すこやか祝い金、子育て祝い金、子育ては減ですね、あとは結婚新生活。これは純粋に人数が増えているからの増なのかどうか。

次に29ページ、環境衛生費、生活環境対策等に要する経費でいぐねの再生事業、先ほど来、出ておりますが、これは伐採したところに植えるための経費であります、先ほども住民に理解をいただくためにどういうふうにしていくのかというお話ござい

ました。植えるためだけではなくて、整備そのものにもやっぱり支援が必要なのかな。あとは、いぐねそのものの理解をどうやって広く村民の皆さんに知っていただくのか。今、先ほどの答弁だと植える方に対して、いろいろお話を進めていく中でご理解をいただくというお話でしたが、そうではなくて、もっと広く村民に理解していただく必要があるのではないかなというふうに思っていますので、そのあたり。

35 ページ、これも先ほど来ありました水害ハザードマップです。どのような形式になるのかまだ定まっていないというお話もありました。説明会もどのようなものになるのか次第というお話もございましたが、せっかく作るハザードマップですから、これを有効に活用して、本当に今一番この災害として想定されるのが水害かなというふうにも思います。この間、いわき、相馬のほうであった線状降水帯の発生等々見れば、いつどこでどういう水害が起こるか分からない、ハザードマップができたことによって、よりこの地区が危ないんだというのが明確になるわけですから、せめてその地区の皆さんにはここはこういう状況になっているんですよという説明なり、それこそ避難訓練なりというものを実施すべきではないかというふうに思います。その考えを伺います。

以上です。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11 番議員さんにお答えをいたします。

22 ページから 23 ページにかけての地域包括支援センター管理費に計上されてございます、失礼しました、老人福祉に計上されてございます事項⑧地域包括ケアシステム深化・推進事業に要する経費に係る委託料等々についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、現在も昨年と同様、実施されておりまして、実施の予定につきましても昨年と同様の実施を予定してございます。これにつきましては、当初予算のほうでは、介護保険特別会計のほうに委託料等々を計上させていただいておりまして、このたび 10 分の 10 の県の補助、これが確定しましたので一般会計のほうに改めて計上させていただいたところでございます。

事業内容につきましては、昨年と同様の実施を予定してございます。

それから、24 ページから 25 ページにかけての児童福祉総務費でございます。①児童の健全育成に要する経費に計上されてございます、ファミリーサポート事業広域利用啓発事業負担金でございます。これにつきましては、県北地方の 9 市町村で構成しますふくしま田園中枢都市圏ビジョン、こちらの取組の一つといたしまして管内のファミリーサポート事業の広域利用の拡大を目的に、構成市町村で一括してパンフレットを作成して、その費用を按分するというものでございまして、現在福島市、二本松市では管外からのファミリーサポートを実施していると承知してございます。

それから、その下になります、③少子化対策に要する経費でございます。すこやか祝い金、子育て祝い金、結婚新生活支援補助金、これそれぞれ人口増によるものなのかといったご質問でございます。

まず、すこやか祝い金につきましては、今年 4 月時点での母子手帳の交付状況を踏

まえまして、5件の増額計上をさせていただいております。

また、その下、子育て祝い金につきましては、該当世帯1世帯が昨年度末に転出されたということで1名分の減をさせていただいているところでございます。その下の負担金に関しましては、結婚新生活者29歳以下世帯が3件追加、相談があったものですね、3件追加。それから、30歳から39歳の世帯につきましては、1件減というような計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

29ページのいぐね再生事業に係る部分でございますが、事業の枠組みにつきましては、先ほど環境保全課長から答弁をさせていただいたところですが、ではどのように周知をしていくんだということで、これにつきましては植林をする時期の公的な時期がございますので、これに合わせて希望者を取りまとめるために、全世帯にチラシ、あるいは広報紙、村ホームページ等で周知を図っていききたい、その中でいぐねの持つ意味でありますとか、本村にとっての景観、そういったものについても広く周知を図っていききたいという考えでございます。その上で、希望の方からいぐねを再生したい、あるいは新規に設けたという方を取りまとめをいたしまして、春先に苗木、それから堆肥等を配付する、そういったことで事業を実施していただくというふうな枠組みを考えているところでございます。

また、いぐねに関しましては、その成長の速度、あるいは常緑樹という観点から杉が用いられることが多うございますが、杉花粉というふうなことでの伐採、こういった理由も聞かれることから今回配付を考えておりますのは少花粉の杉の苗木、こちらを配付していききたいというふうな内容でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えします。

34から35ページの水害ハザードマップ作成に関してのご質問でございました。

ご指摘の内容のとおりでございますが、まず今回作るハザードマップなんですけれども、まず国が指定をした河川ということで、本村では安達太良川と杉田川の2河川が現在指定されております。これに伴って洪水浸水区域のハザードマップが現在作成されております。その作成された、指定された区域を村でさらに細分化したものをマップとして作成するというような内容になってございます。ご指摘のとおり、その区域の皆さんには周知する必要があるございますので、マップが作成されましたら説明会の開催も検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 先ほど聞き漏れたところがありまして、35ページのこのハザードマップの上、河川管理に要する経費で、この河川の支障木伐採と維持工事費計上さ

れております。３５ページです。３５ページのハザードマップの上です。この場所、内容伺います。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） １１番議員さんにお答えいたします。

３５ページ、河川維持工事の箇所でございます。行政区長から要望がありました玉井字池下地内の板倉川筋の河床コンクリート工を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ５番。

○５番（斎藤信一） 再度質問いたします。

３５ページの１２、水害ハザードマップ作成委託料だったんですけれども、以前、火山だったり土砂災害のマップを作っているということなんですけれども、今回水害のものを作られる。その火山と、火山だと当然、土石流だったりそういうのを複合して災害になるという可能性も当然あります。その３点を、何ですか、踏まえた上でのマップになるのか、それとも水害だけを特記したマップになるのか。当然私の家にも貼ってはあるんですけれども、そういうもの、例えば全部絡まったものになれば住民の方も当然見やすいですし、そういうところどういうふうにお考えなのかをお聞かせください。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） ５番議員さんの質問にお答えします。

３４から３５ページの水害ハザードマップに関するご質問でございました。

現在ある火山のマップにつきましては、一枚紙の大きいものを折って配ってございます。現在想定しているものはいろいろな災害に対応する冊子的なものができればなと今考えてございます。まず最初に避難に関する情報等がまず入って、さらに洪水のハザードマップ、その後ろに火山のハザードマップという形で、ページが分かれていくようなイメージで考えてございます。あと、内容については今後検討してまいりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。６番。

○６番（松本 昇） １９ページの諸費の中の防犯対策に要する経費で１８の負担金補助及び交付金の下防犯カメラの設置補助５０万円となっているんですが、これ１基当たり幾らくらいするのか。あと、６月のあれにも出てあったような気もするんですが、出てあったよね、たしかね。人気あるんですかこれ、それとも１基何ぼくらいかかるんだかお知らせください。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） ６番議員さんにお答えいたします。

１８から１９ページ、こちらの諸費、２、１、１０の諸費の中の②防犯対策に関する経費の防犯カメラの設置に対する補助金の５０万円の補正についてでございますが、ご指摘のとおり６月補正予算時にも５０万円ということで、内容につきましては、

5万円を10人分ということで50万円予算化していたんですが、現在までに実績で7名の方から申請がございました。今回補正でまた10人分、5万円掛ける10人分の50万円を補正するものでございますが、内容については、1基当たりどれぐらいかというご質問でございましたが、こちらの安いものから高いものまでありまして、一番安いものだとホームセンター等で二、三万円でも買えます。ただ、高精度な精度のいいものとなると15万円くらいかかります。さらに、工事費等もございますので、今回2分の1で5万円を上限って形にして、より多くの望みの方に補助を利用させていただきたいということで予算化してございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。9番。

○9番（鈴木康広） 2総務費の19ページ。13の新型コロナウイルス感染対策費の中の18負担金補助及び交付金の飲食店等応援前払利用券発行支援事業交付金、これ補正予算通った後に実際に各飲食店のほうでいつ頃からその利用券が利用できる形になるか、もし計画等があればお願いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 9番議員さんにお答えいたします。

19ページ、新型コロナウイルス感染症対策費の①飲食店等応援前払利用券発行支援に要する経費、こちらの事業の開始時期でございますが、最速でこちらの利用券が増刷というか印刷が上がるのが恐らく10月10日頃だと思うので、それに合わせて周知のほうも同時並行で行っていきたいと思いますので、10月中旬ぐらいには実施を目指してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時25分といたします。

(午前 11 時 11 分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午前 11 時 25 分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 4、議案第 69 号「令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 69 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 5、議案第 70 号「令和 5 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 70 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 6、議案第 71 号「令和 5 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第72号「令和5年度大玉村土地取得特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。5番。

○5番（斎藤信一） 77ページ、不動産売払収入22万2,000円とありますが、どこの場所なんだか教えてください。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

土地取得特別会計の77ページ上段にあります土地売払代金、場所ということでございますけれども、これは過去にこの会計の中で用地を買収して、10年分割で一般会計のほうからその代金を受けるという内容でございますが、ここから出てきますのが平成27年度に村民グラウンド駐車場用地として買取りをしました21万8,160円ほか、細々としました2件、合わせて3件分の土地売払代金を収入として一般会計から受けるものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） この土地取得の関係ですけれども、令和4年からの剰余金で積立てをするということでございますが、私素朴な疑問なんですけれども、土地取得の特会そのものが土地取得をするための特別会計なので、そこにまた積立金というのはのかなという素朴な疑問なんです、そこら辺の関係の、整理の仕方お尋ねしたい。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

素朴なご質問ということでございますけれども、今回7,000万円を増額させていただいた根拠でございますけれども、これは今後予定がなされております各種事業の中でも大型事業、こういったものの対応も含めまして、事業用地等の購入事務を円滑にすることを目的として土地開発基金を増額をさせていただくものでございます。

なお、このたびの補正予算におきましては、まず一般会計から土地取得特別会計に

7, 000万円を繰り出しをします。次に、この土地取得特別会計において繰入れを受けました財源を基に土地開発費に積み立てるものでございますけれども、令和4年度末現在の基金残高であります1億3,700万円に7,000万円を増額させていただくことによりまして、その基金会計自体の残高を2億円台とするということでございます。あくまでも今後の土地取得に備えさせていただくという目的を持った今回の補正予算でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、議案第73号「令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第74号「令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第60号「令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第67号「令和4年度大玉村水道事業会計決算認定について」までを一括議題といたします。

これより付託した決算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。1番。

○決算審査特別委員会委員長（館下憲一） 決算審査特別委員会報告書。

議長の命により、決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました、令和4年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、9月14日に議場において決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の2分科会を設置して審査することとしました。

9月20日には決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑応答を行いました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

まず、総務文教分科会について報告します。

総務文教分科会においては、9月15日、19日に第2委員会室において全委員が出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長兼総務課長、政策推進課長、税務課長、教育総務課長、生涯学習課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

総務文教分科会では、令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入全般、歳出は総務部、出納室及び教育委員会の所管に関する決算並びに他の分科会の所管に属さない事項の決算について、令和4年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、令和4年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、総務部については、①公用車は更新計画により維持管理を行われたい。②ふれあいセンターをはじめとする公共施設の備品も含め、利用者が使いやすい環境整備に努められたい。③通勤通学バス運行事業について、住民のニーズ等を十分に調査し、節減された経費を活用して地域公共交通の充実と利便性の確保に努められたい。

教育部については、①学校 I C T推進事業について、子どもや先生から寄せられるニーズに対応し、さらに効率的かつ効果的な子どもたちの情報活用能力の教育に努められたい。②生涯学習事業について、企画立案時において十分検討し、最大限の効果が得られる仕組みづくりに努められたい。

以上のことを付け加え、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

次に、産業厚生分科会について報告します。

産業厚生分科会においては、令和 4 年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、9 月 1 5 日、1 9 日に第 1 委員会室において全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長、住民生活課長、健康福祉課長、産業建設部長、産業課長、建設課長、環境保全課長、農業委員会事務局長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

産業厚生分科会では、令和 4 年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する決算、令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和 4 年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和 4 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和 4 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、令和 4 年度大玉村水道事業会計決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、住民福祉部については、①高齢者運転免許証自主返納支援事業において免許自主返納者に限定されるデマンドタクシー利用券の改善や、免許返納後のセニアカー等の購入補助を検討されたい。②防犯灯の設置の要望は多い。設置場所を増やす努力をすること。③在宅子育て応援奨励金について、より充実を図るために交付期間の延長を検討されたい。④保育所所庭の環境整備において、社会福祉協議会と十分な協議を行い、よりよい環境整備に努めること。

産業建設部については、①あだたらの里観光レクリエーション施設運営について、プロジェクト構想等の早期実現に向けて努力されたい。②多面的機能支払交付金事業について、広く住民に周知するとともに、より柔軟な活動のあり方を検討されたい。③資源物回収団体育成事業について、資源物回収に関する住民のさらなる意識高揚と、時代の変化に合わせたあり方を検討されたいとし、付託された全ての案件について全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これら報告を受け、各分科会座長に対し質疑を行いました但質疑はありませんでした。

以上、決算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第60号から議案第67号までの令和4年度歳入歳出決算認定議案について、全委員一致をもって全議案とも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、決算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和5年9月21日

決算審査特別委員会委員長 舘 下 憲 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただ今、決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、「議会の運営に関する基準」第97の規定により、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしないことになっております。

質疑を省略することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第11、議案第60号から議案第67号までの各議案について、順次討論並び採決を行います。

議案第60号「令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第61号「令和4年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 6 2 号「令和 4 年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第 6 2 号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 6 3 号「令和 4 年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第 6 3 号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 6 4 号「令和 4 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第 6 4 号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 6 5 号「令和 4 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第66号「令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第67号「令和4年度大玉村水道事業会計決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第12、陳情第3号「大玉村手話言語条例」に関する陳情書を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る９月１１日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第３号「「大玉村手話言語条例」に関する陳情書」について審査をするため、９月１１日午後１時３０分より大玉村役場議場において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、住民福祉部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情のとおり、手話は聞こえない人にとってコミュニケーションを取る上で欠かせないものであります。国連の障害者権利条約でも「手話は言語である」と明記されており、今年の９月時点で３６都道府県及び４６２市区町村が制定しております。村では「障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」が施行されていますが、さらに具体的な取組が必要ではないかなどの意見が出されました。当委員会では、これらを踏まえ、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果の報告といたします。

令和５年９月２１日

産業厚生常任委員会委員長 斎藤 信一

大玉村議会議長 押山 義則 殿

○議長（押山義則） ただいま産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第３号「「大玉村手話言語条例」に関する陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。

（午前１１時５５分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後１時３０分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１３、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ござ

いませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第7号「議会広報編集特別委員会設置に関する決議について」、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第7号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第7号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第1、議員発議第7号「議会広報編集特別委員会設置に関する決議について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番。

○8番（佐原佐百合） 議員発議第7号「議会広報編集特別委員会設置に関する決議について」

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月21日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 佐 原 佐百合

賛成者 大玉村議会議員 斎 藤 信 一

議会広報編集特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報編集特別委員会を設置するものとする。

1. 名称、議会広報編集特別委員会。
2. 設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
3. 目的、議会広報の編集及び議会の仕組みや活動を伝えるため。

4. 委員の定数、6人。

5. 調査期限調査終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

以上、決議する。

令和5年9月21日

福島県安達郡大玉村議会

○議長（押山義則） 議員発議第7号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第7号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議会広報編集特別委員の選任を行います。

お諮りします。

議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、先例により各常任委員会より、それぞれ3名を選任の上、議長に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会より3名を選任の上、議長に報告願います。

なお、会場については、総務文教常任委員会は第2委員会室、産業厚生常任委員会は第1委員会室でお願いします。

暫時休議します。再開はそれでは、13時50分といたします。失礼しました。

（午後1時36分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開します。

（午後1時47分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 各常任委員会より選任報告ありました、議会広報編集特別委員について事務局より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 命により報告いたします。

総務文教常任委員会より、1番舘下憲一議員、3番菅原貴子議員、8番佐原佐百合議員。

産業厚生常任委員会より、2番渡邊初治議員、9番鈴木康広議員、11番武田悦子議員。

以上、報告といたします。

○議長（押山義則） 議会広報編集特別委員会委員については、ただいま事務局長が報告したとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

ここで、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議会広報編集特別委員会を招集いたしますから、直ちに委員会室にご参集の上、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、人選の結果については、議長に報告願います。会場は第1委員会室でお願いします。

暫時休議します。再開は14時といたします。

（午後1時49分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開します。

（午後2時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 議会広報編集特別委員会委員長、副委員長の互選結果について、事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 命により報告いたします。

委員長、2番渡邊初治議員、副委員長、8番佐原佐百合議員。

以上、報告といたします。

○議長（押山義則） 議会広報編集特別委員会委員長、副委員長については、ただいま事務局長が報告したとおり決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 追加日程第3、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、おのこの記載の事件の調査について及び議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第75条の規定に基づき、お手元にお配りいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和５年第５回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後２時０２分）